

遊漁者の皆様へ

密漁は、水産資源に深刻な影響を与える行為です。

違反者は違反の内容によって、**最高3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金**（※漁業法第132条）

を受けることがありますので、次のことを守り、遊漁を楽しみましょう。

1. この地区の海面には漁業権が免許されているので下記に示す水産動植物を採捕することはできません。

〇〇、〇〇、〇〇

2. 遊漁者の利用できる漁具・漁法は次のものに限られています。

〇〇、〇〇、〇〇

3. 特定水産動植物であるしらすうなぎ（**13cm以下のうなぎ**）、あわび、なまこは採捕が禁止されています。（※漁業法第132条）

詳しくは、

〇〇県水産〇〇課

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇

までお問い合わせください。